

温泉法施行規則の一部を改正する省令の概要

環境省

改正法の概要

土地の掘削に伴う災害の防止

許可の基準として、「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術基準への適合」を追加する

温泉の採取に伴う災害の防止

① 温泉の採取の許可(②の確認を受けた者を除く)

許可の基準は、「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術基準への適合」とする

② 災害防止措置が必要ない旨の確認

災害防止措置が必要ないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、確認を受けることができることとする

改正規則の概要

1. 掘削に係る災害の防止に関する技術基準

- 掘削口から敷地境界線までの距離を8メートル(ガスの噴出のおそれがない場合は3メートル)以上とすること
- 上記の範囲内における火気の使用禁止・立入りの制限
- ガスの噴出のおそれがある場合の噴出防止装置の設置
- 携帯型ガス測定器及び消化器の備付け
- 掘削口周辺のメタン濃度の測定等、日々の点検の実施
- 掘削時災害防止規程の作成・備付け 等

2. 採取に係る災害の防止に関する技術基準

(1) 温泉井戸等が屋外にある場合の基準

- ガス分離設備の設置
- ガス発生設備(温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口)の屋内設置の禁止(多雪・寒冷地及び既存施設の温泉井戸等を除く)
- ガス発生設備周辺の火気の使用禁止・立入りの制限
- 配管の閉塞防止措置
- ガス発生設備等の異常の有無の点検
- 採取時災害防止規程の作成・備付け 等

(2) 温泉井戸等が屋内にある場合の基準((1)の基準に加えて実施)

- ガス換気設備の設置・常時運転
- ガス警報設備の設置
- 防爆性能を有しない電気設備の新設禁止
- 携帯型ガス測定器及び消化器の備付け
- 屋内のメタン濃度の測定等、日々の点検の実施 等

〔※ これらの設備の設置状況については、都道府県の職員による
実地の確認を受けること〕

3. 災害防止措置の必要がない温泉の基準

- 環境大臣が告示でメタン濃度の測定方法及び基準値を定めることとする